

**「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答**

※グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版に対しても共通して御意見頂いた場合、頁・行欄における括弧内に、その該当箇所を示しております。

※本資料についてはパブリックコメント対象となっていた該当箇所以外に対するご意見もしくは匿名で頂いたご意見は原則として除いておりますが、頂いたご意見は参考にさせていただきます。

通し番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
1	4	30	—	「ガイドラインの目的」において、気候変動の重要性は記載されているが、気候変動から生じる悪影響をいかに回避すべきかが表記されていない。そのため、気候変動の適応に関して、国内におけるその重要性について具体的な言及を掲載すべきではないか。具体的には、P4 の 30 行目に「また、温室効果ガスから生じる気候変動によって、台風など集中豪雨による河川や下水道の氾濫という影響が年を追うごと増え、対症療法的対策に相当する気候変動の適応プロジェクトに対する重要性は従来以上に高まっている」と追加してはどうか。	P4 ではなく、P3 において以下の記述を追加することといたします。 同時に、「グラスゴー気候合意」において、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられているとおり、気候変動と同時進行で、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等にも取り組む必要がある。また、近年大雨の頻度等が増加しており、大きな被害を生じた気象災害の一因として気候変動があると指摘されている。今後、地球温暖化の進行に伴って、大雨等極端現象の頻度と強度が増加することや、農林水産業や健康など様々な分野において影響が増加することが予測されており、気候変動のリスクを回避・軽減する適応プロジェクトに対する重要性も高まっている。こうした分野に対する一体的な取組においても、民間資金の役割は重要である。
2	4	35	—	「グリーンボンド原則」について、本ガイドラインの利便性向上の観点から、注釈で解説、参照 URL を追記してはどうか。	ご指摘を踏まえ追記いたします。
3	5	7,28	—	「グリーンウォッシュ」「グリーンウォッシュ債券」を区分けして使用しているが、2020 年版の本ガイドラインで「グリーンウォッシュ」はローンに関する記載にのみ採用されていたことを継続し、「グリーンウォッシュ」の 2 箇所を「グリーンウォッシュ債券」に変更してはどうか。 また、28 行目の「グリーンウォッシュに対する懸念の強まり等も踏まえ、」という記載については、グリーンウォッシュ債券に対する懸念の強まりがアジアや欧米のグリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンドにおいてより顕著であることから、「グローバルにおけるグリーンウォッシュ債券に対する懸念の強まり等も踏まえ、」に記載変更してはどうか。	ご指摘の点については、国際資本市場協会との調整結果を踏まえ、グリーンウォッシュという言葉に統一いたします。
4	5	14	—	「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」について、本ガイドラインの利便性の向上の観点から解説、参照 URL を追記してはどうか。	ご指摘を踏まえ追記いたします。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
5	5	15,21	ー	<p>ICMA 原則の記載によれば、SPTs の達成の奨励はあくまでサステナビリティ・リンク・ボンドの発行目的の一部に過ぎず、企業にサステナビリティ戦略全体の実現をより促す投資機会の提供であることを明示すべきである。そのため、「サステナビリティ・リンク・ボンドは、特定の資金使途に限定されない調達手段であり、企業としてのサステナビリティ経営の高度化を図る野心的な目標（SPTs：サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の達成を奨励する枠組みである。」という文章を「サステナビリティ・リンク・ボンドは、調達資金が一般的な目的に充当し、債券の категория を決定する要因にならない金融商品であり、SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）を通して、野心的なサステナビリティ目標の達成を企業に促す投資機会である。」と変更すべきではないか。</p> <p>また、ICMA 原則では「特定の資金使途に限定されない調達手段」とは記載されておらず、「一般的な目的に充当できる」かつ「GBP/SBP アプローチと SLBP アプローチを組み合わせることも考えられる」と記載されており、資金使途を特定することも可能である。このため「サステナビリティ・リンク・ボンドは資金使途が限定されないため、」という文章を「サステナビリティ・リンク・ボンドは、調達資金が一般的な目的に充当されることが可能であり、特定のプロジェクトに資金充当するグリーンボンドとは異なるため、」と変更すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「サステナビリティ・リンク・ボンドは、<u>調達資金が一般的な目的に充当されることが可能である調達手段</u>であり、SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）を通じて、サステナビリティ経営の高度化を企業に促すものである。」</p> <p>「サステナビリティ・リンク・ボンドは、<u>調達資金が一般的な目的に充当されることが可能であり、特定のプロジェクトに資金充当するグリーンボンドとは異なるため、</u>」</p>
6	6	31,35	ー	<p>「」を付けて定義されている P.30 と整合性を取るため、「グリーンボンドフレームワーク」の記載に「」を付すべきではないか。</p>	<p>グリーンボンドフレームワークについては、その用語の定義を行っている P.30 のみ「」を付していたところです。その他の用語との整合性を図るため、「」については削除いたします。</p>
7	7	13	ー	<p>「債券の特性」は ICMA 原則では 5 つの要素の一つであり、P.46 以降の「3.債券の特性」との表記を統一すべきであるため、開示「すべきである」ことを明示すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>
8	8	18	ー	<p>グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドの共通事項である内容である、KPI や SPTs の設定のあり方についても国際取組の進捗を注視すべきであるため、「我が国におけるグリーンボンドの資金使途及びサステナビリティ・リンク・ボンドの KPI や SPTs の設定のあり方についても、こうした国際取組の進捗を注視」と追記すべきではないか。</p>	<p>ご指摘に対応する箇所としては、第 5 章の以下の記載があり、現行のままとさせていただきます。「本ガイドラインは、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドの普及という目的を踏まえ、我が国の市場の成熟度、加速度的に変化する国際的な動向その他の状況の変化に応じ、改訂していくことを予定している。」</p>
9	8	ー	注釈 10	<p>記載が EU タクソノミーや CBI など欧州に限定されているが、より各国・地域で行われていることを明示するため、注釈 10 に「ICMA 国際資本市場協会では、以下のリンク先でグリーン/サステナブルファイナンスの各国・地域のイニシアティブを明示している。 https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/international-policy-initiatives#ii」と記載す</p>	<p>ご指摘の箇所については、「サステナブルファイナンスにおける投融資先を特定するため、環境面で持続可能な経済活動を分類しようとする取組」について対応するものであり、現行どおりとさせていただきます。</p>

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
				べきではないか。	
10	10 (60)	3 (11)	ー	3~10 行目のクライメート・トランジション・ファイナンスに関する説明に関して、グリーンボンドに期待される事項またはサステナビリティ・リンク・ボンドに期待される事項のいずれを同時に満たすべきかの違いが理解しにくいと考えられることから、資金使途の特定の有無によることの説明を追加してはどうか。	本箇所については当ガイドラインの対象となっているグリーンボンドもしくはサステナビリティ・リンク・ボンドとクライメート・トランジション・ファイナンスの関係性について記載したものです。例えば、グリーンボンドを使用される際は当該ボンドで求められる事項を満たした上でクライメート・トランジション・ファイナンスで求められる事項を満たすかという判断となるため（サステナビリティ・リンク・ボンドの方も同様）、本項目でそれらを書き分ける必要はないと考えています。そのため、現行どおりとさせていただきます。
11	10	4	ー	「戦略」という表記において、注釈 14 (p10) でも引用されているとおり「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」では、「トランジション戦略」または「クライメート・トランジション戦略」と表現されていることから、表現を合わせるべきではないか。	ご指摘を踏まえ、以下の下線部分について追記いたします。 同時に、クライメート・トランジション・ファイナンスは、(中略) 資金調達者の <u>クライメート・トランジション戦略や実践に対する信頼性を重ね合わせて判断されるものである。</u>
12	10	24	ー	「サステナビリティボンドガイドライン」について、本ガイドラインの利便性向上の観点から、注釈で解説、参照 URL を追記してはどうか。	ご指摘を踏まえ追記いたします。
13	10	ー	注釈 15	本ガイドラインや金融庁のソーシャルボンドガイドラインの 4 つの要素に適合するサステナビリティボンドを定義するため、下線部を追記すべきではないか。 「サステナビリティボンドとは、調達資金全てがグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、GBP (あるいは本ガイドライン) と「 <u>ソーシャルボンド原則</u> 」(あるいは金融庁策定の「 <u>ソーシャルボンドガイドライン</u> 」) ¹⁵ いずれか一方又は両方の 4 つの核となる要素に適合する債券である。」 また注釈 15 が明示されていないため、ソーシャルボンド原則と金融庁ソーシャルボンドガイドラインを記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえ追記いたします。
14	11	4	ー	同文 1 文目で概要について説明する旨を記載していると同時に、参照先の第 2 章第 1 節は発行及び投資のメリットを説明している。このため、「グリーンボンドの発行」を「グリーンボンドの概要」へ修正しているが、修正前の記載で良いのではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
15	11	8	ー	参照先の第 3 章第 1 節の内容に合わせるため、第 3 段落は「サステナビリティ・リンク・ボンドの概要並びに発行及び投資のメリット」が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
16	11 (61)	29 (27)	ー	「5. 本ガイドラインの引用方法」において、これは、「誰がどこで」引用する場合を想定しているのか。	本ガイドラインの引用の想定されるケースとしては金融商品実務に関わるもの（SPO での引用やその他関連書類での引用等）から文献や発表資料での引用等に至

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
					るまで様々なものを想定しており、必ずしも利用者・利用方法を特定出来るものではなく、「引用」という行為のみに焦点を当てています。そのため、現行のままとさせていただきます。
17	11 (61)	32 (30)	—	引用する箇所をより明確にするため、以下のように下線部の「」を追記すべきではないか。 「本ガイドラインを引用する際、グリーンボンド部分のみを参照した場合は「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」と、サステナビリティ・リンク・ボンド部分のみを参照した場合は「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（2022年版）」と記載して差し支えない。」	ご指摘を踏まえ追記します。また、ローンの方も同様に対応いたします。
18	13 40	6 22	—	1)の表題は「発行を通じたサステナビリティ経営の高度化」と「投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化」の2つを纏めたものと理解したが、前者は2文目にあるとおり、結局、投資家との対話に収斂されるため、1)表題の「発行や」は不要ではないか。また、同文章内で「さらに」が繰り返されるため、2段落目冒頭の「さらに」は「加えて」に修正すべきではないか。	前者のご意見については、第一段落に記載されているとおり、投資家との対話のみならず、発行する際にグリーンボンドと自社の調達戦略や事業戦略の位置付けを改めて検討する、サステナビリティ戦略を改めて立案する等、自らの組織内手続きによる「サステナビリティ経営の高度化」も含むものです。そのため、現行のままとさせていただきます。二点目についてのご意見について、ご指摘どおり修正します。
19	13	7	—	1)に関して、発行そのものというより、「発行に関する取組」がサステナビリティ経営の高度化に寄与するため、「1)発行や投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化 グリーンボンドに関する取組を通じて・・・」という文章を「1)グリーンボンド発行に関する取組や投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化 グリーンボンド発行に関する取組を通じて・・・」に変更してはどうか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
20	13	16	—	2)に関して、理解が深まることに加えて、更に信頼感が向上することで、単なる調達の安定化でなく、「サステナブルファイナンスによる資金調達の安定化」に繋がり、このことはグリーンボンドの発行メリットとして整理できるため、下線部を追加すべきではないか。 「2)新たな投資家層の獲得による資金調達基盤の強化、投資家との対話を通じたサステナブルファイナンスによる資金調達の安定化・・・また、投資家との対話を通じ、互いの考え方や取組の理解が深まって中長期的な信頼感が向上し、サステナブルファイナンスによる資金調達の安定化につながる可能性が考えられる。」	サステナブルファイナンスによる調達の安定化については調達の安定化に含まれること、また、両者の差異が明らかではないため、現行のままとさせていただきます。
21	13	19	—	「中央・地方」という表現は、「中央集権・地方分権」というような行政的構造を想起させるため、「大都市圏・地方都市」や「首都圏・地方圏」のような表現とすべきではないか。	中央投資家、地方投資家という記載については必ずしも中央集権・地方分権という行政的構造を意味したのではなく、市場で一般的に使用されている言葉を使用したものですが、ご指摘も踏まえ、該当部分を削除いたします。
22	15	2	—	第1章の「1. 本ガイドラインの目的」P3で加筆修正された内容を考慮した内容に揃えるべきであるため、『「パリ協定」を踏まえ、』という箇所を「2021年11月に採択された「グラスゴー気候変動合意」を踏	グラスゴー気候合意は、パリ協定締約国会合（CMA）の決定であり、パリ協定の履行のためのものです。そのため、本記載は現行のままとさせていただきます。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
				まえ、」に変更すべきではないか。	
23	15	28	—	「環境・社会面からのメリット」という表記を統一すべく、「グリーンボンドの発行・投資によりもたらされる環境・社会面からのメリットとしては、以下のようなものがある。」と修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
24	17	1	—	第2節標題に関し、「グリーンボンドに期待される事項と具体的方法」とあるが、第3章第2節の「サステナビリティ・リンク・ボンドに期待される事項と具体的対応方法」の表現と合わせ、「グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
25	23	12	—	⑩段落において「現時点では ESG 評価の低い企業」等に関する記載が削除されているが、その理由を説明いただきたい。また、引き続き、今後も、資金使途がグリーンプロジェクトである場合には、グリーンボンドによる調達が可能であると理解しても問題ないか、併せて確認したい。	当該箇所については、2021年5月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」が策定されたことを受け、第1章3. 関連する手法との関係で整理をすることにしたものです。資金使途がグリーンプロジェクトであって、グリーンボンド原則やグリーンボンドガイドラインに適合する場合には、グリーンボンドとしての発行が可能です。
26	24	21	—	環境面悪化、ネガティブな効果と明示すべきため、⑬の1行目について下線部のように変更したうえで、環境面の影響についての考えをより明確にするために、注釈を追加して EU タクソノミーの DNSH 基準を明示すべきではないか。 「例えば、一定規模以上の水力発電は、土地改変などによる環境面による悪化というネガティブな効果が懸念される（注）。」	ご指摘の趣旨を踏まえ、以下下線部分を追記いたします。 例えば、一定規模以上の水力発電は、土地改変などによる環境面による悪化というネガティブな効果が懸念されるなどが挙げられる（参照：付属書1）。こうしたネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を失わせてしまう可能性もあり、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、投資家に事前に説明するべきである
27	24	—	注釈 19	注釈10と同じ内容が記載されているため、注釈19を削除すべきではないか。	ご指摘を踏まえ削除します。
28	25	12	—	どのような場合に「複数のボンドを集約したポートフォリオ単位」で管理することが良いのか補足説明や例示があったほうがより分かりやすいため、「複数のボンドを集約したポートフォリオ単位で管理すること」という記載について例示を追加してはどうか。例えば「電動車のオートローン債権など同種の資産を資金使途として継続的にグリーンボンドを発行する場合、ボンドごとにオートローン債権を対応づけるのではなく、適格要件を満たすオートローン債権を集約して複数のボンドの残高合計を上回るように管理する」など。	ご指摘の箇所については、可能性の指摘をしているものであり、具体の事例については記載せず現行のままとさせていただきます。なお、ご指摘いただいている事例は「複数のボンドを集約したポートフォリオ単位で管理すること」に当てはまるものと考えます。
29	27	8	—	P21 においてグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の「先進的な事例」が削除されている一方、P27 の未充当資金の運用方法については「先進的な事例」が残っている。この理由は、前者が先進的な事例ではなくなった一方、後者はまだ先進的な事例であるというご判断か。または別の理由によるものか。	国際原則の改訂を踏まえ、P21 の該当箇所については、P24 に移動したものです。
30	28	11	—	発行体の行うべき事項をより明確にするため、「発行後に一般に開示し、容易にアクセス出来るようにするべきである」を「発行後に一般に開示し、投資家が参	ご指摘を踏まえ修正いたします。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
				照し易い場所へ掲載（HP などの Web 上を含む）するべきである。」に変更すべきではないか。	
31	29	17	—	⑧段落の「重要である」という記載について、位置づけを明確にするために「べきである」または「望ましい」のいずれかにすべきではないか。	ICMA のグリーンボンド原則と合わせ、該当箇所については重要であるとしているものです。そのため、現行どおりとさせていただきます。
32	30	1	—	「発行体は、…グリーンボンドまたはグリーンボンドのプログラムが 4 つの核となる要素（…）に適合していることを説明する『グリーンボンドフレームワーク』または…を策定するとともに」という記載は、「グリーンボンドフレームワーク」とは、4 つの核となる要素に適合することを説明するものである、という定義のようにも読める。ここでのポイントは、グリーンボンドフレームワークにおいて 4 つの核となる要素に適合することを説明すべきであるということだと思われるが、少しニュアンスが異なるように受け取られるおそれがあるのではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正します。発行体は、透明性向上の観点から、 <u>グリーンボンドフレームワーク</u> 又は目論見書などの法定書類において、 <u>グリーンボンド</u> 又はグリーンボンドのプログラムが4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートイング）に適合していることを説明すべきである。する「 <u>グリーンボンドフレームワーク</u> 」又は目論見書などの法定書類を策定するとともに、 <u>また、それらの文書を投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。</u>
33	30	7	—	発行体の行うべき事項をより明確にするため、また法定書類については、基本的に開示・交付等の方法が法令等で定められているため、追加的に発行体の HP などの開示を「望ましい」事項として言及する場合は、その旨も記載すべきであると考えられる。そのため、「 <u>グリーンボンドフレームワーク</u> 」又は目論見書などの法定書類を策定するとともに、それらの文書を投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。」を以下の通り変更すべきではないか。 「 <u>グリーンボンドフレームワーク</u> 」を策定し、又は目論見書などの法定書類を作成するとともに、それらの文書を投資家が参照し易い場所へ掲載（HP などの Web 上を含む）すべきである。」	ご指摘を踏まえ修正いたします。
34	30	26	—	「…、クライメート・トランジション・ファイナンスとして実施する旨を…明確に位置付けることが考えられる」という記載において、グリーンボンドとトランジション・ボンドは重なる部分があるが、本ガイドラインでは、P9-10 にかけて言葉での説明があるのみであり、かつ「 <u>クライメート・トランジション・ファイナンス</u> は、 <u>グリーンファイナンス</u> と同様に、脱炭素社会の実現に受けて極めて重要な手段である」と記載されている（すなわち、グリーンとトランジションは別の手段と読める）ため、「 <u>クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック</u> 」に掲載されている図を示す等して両者の関係を記載する等の手当てがないと、「 <u>グリーンボンドフレームワーク</u> において <u>クライメート・トランジション・ファイナンス</u> として実施する旨を記載」という点が理解しづらい可能性があるのではないか。	ご指摘の箇所については、当ガイドラインの対象となっているグリーンボンド又はサステナビリティ・リンク・ボンドと、 <u>クライメート・トランジション・ファイナンス</u> の関係性について、「 <u>クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針</u> 」における整理を元にして記載したものです。関係性の解説は図表によるものを含め上記基本指針の整理に則っていることから、本ガイドラインにて重複して掲載することはいたしません。脚注で示している「 <u>クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針</u> 」の参照 URL を追加し、参照可能な形といたします。
35	30	30	—	「発行体全体の戦略への考慮を強める投資家サイドの関心に応えることにもなると考えられる。」という表現をより明確にするために「発行体全体への戦略の理解を深めたいとする投資家サイドの要望にも応えることになると考えられる。」に変更すべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
36	30	—	注釈 25	提出日現在においては、ソーシャルタクソノミーも含めて整備が進んでおり、タクソノミーが「環境面で持続可能であるかを明確にする」だけの意義ではなくなっていることから、注釈25「経済活動が環境面で持続可能であるかを明確にするためタクソノミー規則が制定され」を「経済活動が環境面で持続可能であるかを等明確にするため」に変更すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、注釈10及び注釈49を修正いたします。なお、注釈19及び注釈25については注釈10と同様の記載で同ガイドライン中で既出であるため、削除いたします。
37	37	14	—	⑨⑩段落において、外部機関が評価すべき事項が列挙されているが、P31で追加された記述やP39の表に含まれている、調達資金の用途に関する情報も含めてはどうか。	資金調達の用途については1)の「資金用途となるグリーンプロジェクトが目標とする環境改善効果」を評価する過程に当然含まれるものと考えており、現行のままとさせていただきます。
38	37	23	—	⑩のSPOについて、本文上では定義されていないため、「セカンドパーティオピニオン」と明示すべきではないか。	ご指摘のSPOですが、P31において、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO: Second Party Opinion）と定義しております。
39	40	7	—	前後の文章と整合を図るため、「アウトカム」は「目的」に修正すべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
40	40	14	—	SLBPにおけるサステナビリティ・リンク・ボンドの定義を、「1. サステナビリティ・リンク・ボンドとは」の項の末尾に補足説明として追加してはどうか。後半（サステナビリティボンドとの混同に注意）は必ずしも必要ない印象ではあるものの、資金用途限定型との差異の説明が分かりやすいため。 （以下文案）「サステナビリティ・リンク・ボンドの調達資金は一般的な目的に使用されることが想定されているため、資金用途がSDGs債を分類する決定要因にはならない。場合によっては資金用途特定型の債券とサステナビリティ・リンク・ボンドを組み合わせることも考えられるため、SLBをサステナビリティボンドと混同しないよう注意する必要がある。」	ご指摘を踏まえ、注記として追記いたします。
41	40	22	—	リンク・ボンドの発行という点に着目して、SPTsだけでなくKPIに関してもより設定についてのプロセスが重要であるため、「1）発行や投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化 サステナビリティ・リンク・ボンドを活用することにより、ビジネスにとって野心的なSPTsを設定し、」を以下に変更すべきではないか。 「1）サステナビリティ・リンク・ボンド発行の活用や投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化 サステナビリティ・リンク・ボンド発行により、ビジネスにとって野心的なKPI/SPTsを設定し、」に変更してはどうか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
42	40	24	—	「1）発行や投資家との対話を通じたサステナビリティ経営の高度化」段落の表記をはじめとする本ガイドライン内における「野心的」という表現について、「野心的」は本ガイドライン英語版に忠実な訳と思わ	SPTsの野心的性については、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド原則にあるとおり、サステナビリティ・リンク・ボンドの重要な要素です。本ガイドラインについては国際原則に準拠したものとなっております。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
				れるが、ミスリードとなり、SPTs に関し、今後、特に新規に発行体に対して、発行に向けた心理的なハードルを上げてしまう、または無理な数値設定を強いる懸念はないか。	り、「野心性」という言葉については現行どおりとさせていただきます。なお、今回のサステナビリティ・リンク・ボンドガイドラインの改訂案については、単に野心性という言葉を使うのではなく、国際原則に基づき、その野心性が意味するところを定義しているほか、付属書4においてKPIの例やモデルケースを示しております。また、環境省としても、「2021年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業」において、サステナビリティ・リンク・ボンドのモデル事例を認定し、情報発信してきたところです。引き続き、発行促進に向けて取組を進めてまいります。
43	41	1	ー	サステナビリティ・リンク・ボンドのメリットに関して、「2）サステナビリティ・パフォーマンスを向上することによる金利条件等におけるインセンティブ」において金利面のメリットのみ記載されているが、寄付型の調達も存在することから、この点も踏まえた記載としていただきたい。	本項目においては、発行体側のインセンティブともなり得るものとして、ICMAのSLB原則でも言及がある金利変動を取り上げているものです。一方で、SPTs未達成時に発行体が寄付を行うことは、発行体にとっての金銭的ディスインセンティブとはなるものの、直接的に発行体側に金銭的メリットが生じうるものではないため、現行のままの記載とさせていただきます。
44	41	9	ー	理解が深まることに加えて、更に信頼感が向上することで、単なる調達の安定化でなく、「サステナブルファイナンスによる資金調達の安定化」に繋がり、そのことが、グリーンボンドの発行メリットとして整理できるため、以下のように下線部を追加すべきではないか。 3) 新たな投資家層の獲得による資金調達基盤の強化、投資家との対話を通じたサステナブルファイナンスによる資金調達の安定化 ・・・また、投資家との対話を通じ、互いの考え方や取組の理解が深まって中長期的な信頼感が向上し、サステナブルファイナンスによる資金調達の安定化につながる可能性が考えられる。	サステナブルファイナンスによる調達の安定化については調達の安定化に含まれること、また、両者の差異が明らかではないため、現行のままとさせていただきます。
45	42	19	ー	提出日現在においては、気候変動オベ対象銘柄であるリンク・ボンドについては、対象外の債券と比較して、投資のメリットを受ける場合があると考えため、②投資のメリットに関して「5) その他」を追加して、以下を記載すべきではないか。 5) その他 一定の基準（我が国の気候変動に資する指標を含む）を満たせば、日銀気候変動オベの対象債券となり、対象投資家にとっては経済的メリットが享受できうる。	ご指摘の点については、本ガイドラインには個別の支援施策は掲載しないこととしているため、現行どおりとさせていただきます。
46	46	13	ー	発行体の行うべき事項をより明確にするため、「そして、この文書は投資家に開示・説明されるべきである。」という記載を、「そして、この文書は投資家が参照し易い場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。」に変更すべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
47	46	15	ー	⑩段落として、SLBPの「2 SPTsの設定」の注記を追加してはどうか。 (以下文案) ただし、ベンチマークが存在しない、または発行体に	ご指摘を踏まえ注記として追記いたします。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
				関するパフォーマンス基準が明確でない場合、発行前にセカンド・パーティ・オピニオンを取得することを特に奨励する。	
48	46	35	※部 分	寄付先の透明性や環境改善効果の有効性に関する投資家の評価に資するため、「寄付先の活動が環境・社会的にポジティブなインパクトを生み出すものとなっているかの確認等、透明性の確保も重要」となる点について、寄付先の活動についての確認は、発行体自ら行うほか、外部の第三者（発行体からの委託又は寄付先からの委託）が行うことが考えられる旨、言及してはどうか。	ご指摘の点について、発行体自身の透明性確保に向けた取組は重要ですが、透明性確保のための具体的な手段についてはICMAの原則に基づき今回の改訂案では外部レビューの対象とはしていないところ、具体的な手段についてはあくまで発行体自身に委ねることとして、現行案のとおりとさせていただきます。
49	47	5	ー	「KPIの定義とSPTs（計算法も含む）、及びサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的・構造的特性の変化に関する情報は債券の開示書類に含まれるべきである。」という記載に関連し、債券の発行時のディスクロージャーとして第一に有価証券届出書（発行登録制度に基づく書類を含む）があり、社債においてはこれにSLBに関する情報を開示することが慣行となっている。地方債証券、政府関係機関債などディスクロージャー制度の適用が免除される発行体による開示や個人向け社債のように投資家の理解度に幅がある場合の開示など、SLBに関する情報開示のあり方について様々な事例が出てきている。 また有価証券届出書の公衆縦覧期間は5年、発行登録届出書、発行登録追補書類については2年以下となっており、債券の年限がこれらを超える場合、流通市場においてKPI、SPTs、金利条件などの情報を閲覧できなくなることが想定され、有価証券届出書によらず発行体のウェブサイトを開示するなどの工夫が望まれる。金融庁などと連携して開示事例の紹介や解説されることがあれば市場の健全な発展に寄与するものと思われる。	ご指摘の債券情報の開示については、環境省のグリーンファイナンスポータルにおいて、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドの基本的な債券情報（ご指摘のサステナビリティ・リンク・ボンドについては、発行体、第三者評価機関、レポートの方針、発行日、発行年限、発行額、SPTs、債券の特性）について情報をとりまとめ、情報公開しているところです。また、日本取引所グループにおいても、金融庁と連携し、グリーンボンド等の情報プラットフォーム設置に向けて準備が進められていると承知しています。この様な環境整備を通じ、発行市場や流通市場で投資家が利用可能な情報の充実に努めてまいります。また、ご指摘の債券情報の開示の例の参考となるよう、グリーンファイナンスポータルのQRコードを参考資料として追加いたします。
50	47	30	ー	体裁を整えるため、3ポツ目の「または」の改行は不要ではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
51	48 (95)	5 (3)	ー	「5. 検証」の段落において、検証機関について、グリーンボンドの外部機関と異なり、要求している内容が無く、投資家保護の観点から掲載すべきであるため、検証機関についての「倫理規範の事項」「外部機関の組織としての要件」などその誠実性や公正性など、グリーンボンドの外部機関に要求している内容を記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、5. 検証①の次に新②として以下の記載を追加いたします。 外部機関の資格要件はグリーンボンドにおける外部機関に求める事項と基本的に共通している。また、外部機関はサステナビリティ・リンク・ボンドの参加者に承認されなければいけない。 ※サステナビリティ・リンク・ローンの方についても同様の追記を行います。
52	48	8	ー	限定的保証や合理的保証はISAE300や保証実3000に従って提供可能であるが、一方で監査は監査基準が存在しないことから提供不可と考えられる。そのため、検証の例として監査は除くべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。
53	48	33	ー	「最終的な判断はグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドへの投資を決める個々の投資家の判断に委ねられる」という記載について、どちらか一方への投資を決める判断の選択肢を明確にするため、「及び」を「又は」に修正すべきではないか。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正いたします。 これらはあくまでも例示であり、最終的な判断はグリーンボンド又はサステナビリティ・リンク・ボンドへの投資を決める個々の投資家の判断に委ねられる。

**「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版（案）」に対する
意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答**

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
54	56	1	—	「グリーンローン原則」について、本ガイドラインの 利便性向上の観点から、注釈で解説、参照 URL を追 記すべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
55	56	7	—	「サステナビリティ・リンク・ローン原則」につい て、本ガイドラインの利便性向上の観点から、注釈で 解説、参照 URL を追記してはどうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
56	56	1	—	ESG 融資は世の中に様々な呼び方があり、必ずしも 規範的に定義付けられていないと考えられるため、下 線部を追記してはどうか。 「なお、ESG 融資は、金融機関側に対して資金供給 時に ESG 要素の考慮を求める考え方であり、その資 金供給先となる経済活動に係る主目的に応じて、例え ば、パリ協定が定める・・・」	ご指摘のとおり修正いたします。
57	56	7	—	P.9 との整合性を図るため、下線部を追記すべきでは ないか。 「これは、資金調達者がパリ協定と整合した長期目標 を実現するための戦略を明確に求められるという点に おいて、より将来に対して野心的な取組を担保する主 体へのファイナンスである。」	ご指摘を踏まえ、P.9 の「より」を削除いたします。
58	57	16	—	グリーンローンや目次との整合性を図るため、3 段落 目の「サステナビリティ・リンク・ローンに期待され る事項と、対応方法」を「サステナビリティ・リン ク・ローンに期待される事項と具体的対応方法」と修 正してはどうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
59	60	8	—	エンゲージメントの重要性については、グリーンボン ド／ローン共通であり、「深い対話（エンゲージメン ト）」と追記すべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
60	61	5	—	⑩段落において、今回の改訂案に当たり、「現時点で は ESG 評価の低い企業」等に関する記載が削除され ているが、その理由を説明いただきたい。また、引き 続き、今後も、資金使途がグリーンプロジェクトであ る場合には、グリーンローンによる調達は可能である と理解しても問題ないか、併せて確認したい。	当該箇所については、2021 年 5 月に「クライメー ト・トランジション・ファイナンスに関する基本指 針」が策定されたことを受け、第 1 章 3. 関連する手 法との関係で整理をすることにしたものです。資金使 途がグリーンプロジェクトであって、当該ローンがグ リーンローン原則やグリーンローンガイドラインに適 合する場合には、グリーンローンとしての調達が可能 です。

通し 番号	頁	行	場所 指定	御意見の概要	回答
61	64	13	—	3) において、サステナビリティ・リンク・ローンのメリットに関して、金利面のメリットのみが記載されているが、寄付型の調達も存在することから、この点も考慮した表現としていただきたい。	本項目においては、借り手側のインセンティブともなり得るものとして、金利変動を取り上げているものです。一方で、SPTs 未達成時に借り手が寄付を行うことは、借り手にとっての金銭的ディスインセンティブとはなるものの、直接的に借り手側に金銭的メリットが生じうるものではないため、現行のままの記載とさせていただきます。
62	71	6	—	「選好」という記載は「選考」ではないか。	ご指摘の箇所については、「選好」の趣旨で記載しているものであり、現行どおりとさせていただきます。
63	87	7	—	エンゲージメントの重要性については、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローン共通であり、「深い対話（エンゲージメント）」と記載すべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
64	87	12	—	③段落において、「サステナビリティ・リンク・ローンの実施によりもたらされる環境面等からのメリット」と記載されているが、表題の表現変更と併せて「サステナビリティ・リンク・ローンの実施によりもたらされる環境・社会面からのメリット」とすべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
65	88	7	—	「グリーンローン原則」について、本ガイドラインの利便性向上の観点から、注釈で解説、参照 URL を追記すべきではないか。	ご指摘のとおり修正いたします。
66	88	13	—	「サステナビリティ・リンク・ローン原則」について、本ガイドラインの利便性向上の観点から、注釈で解説、参照 URL を追記してはどうか。	ご指摘のとおり修正いたします。

「付属書」に対する意見募集（パブリックコメント）におけるご意見の概要と回答

通し番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
67	102	別表	大分類1.「再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）の「ネガティブな効果の例」	<p>社会と市場参加者の中で再生可能エネルギーのメリット・デメリットについてより包括的なディスカッションを持つことが望ましい。そのため、ネガティブな効果の例【全体】として以下の事項の追加を検討してはどうか</p> <p>電力ネットワークの安定性への悪影響、発電システム全体の電力密度と物理的レジリエンスの低下、再生可能エネルギー機器の製造における労働と人権の問題、再生可能エネルギー機器のリサイクルと廃棄の課題、エネルギー貯蔵の要件の増加とグリッドへの巨大な追加投資の発生</p>	<p>ネガティブな効果の事例については、個別のグリーンプロジェクト実施に伴って想定される個別具体的な例（工事中の騒音等）を記載しているものです。ご指摘の事例については、電力ネットワークの安定性やグリッドへの追加投資等、個別のグリーンプロジェクトの範囲を超え、エネルギーシステム全体として考慮すべき事項であるため、現行のままとさせていただきます。また、再生可能エネルギー機器のリサイクルと廃棄の課題については、特に現在問題となっている太陽光発電について記載しているものであり、現行のままとさせていただきます。なお、社会面からのネガティブな効果については、他に頂いているご意見を踏まえ、前文の記載事項を再掲し、以下を注釈として加えます。</p> <p>※ネガティブな効果に関する指標に関しては、環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要。</p>
68	102	別表	大分類1.「再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）の「ネガティブな効果の例」	<p>フレームワークに環境面だけでなく社会面への影響についても記載するケースがあるため、「ネガティブな効果の例」【バイオマス】の項目において、社会面の影響として、輸入バイオマス燃料を使用する場合に原産地における児童労働・強制労働などの人権侵害についても言及してはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ネガティブな効果の注釈として、前文の記載事項を再掲することとします。</p> <p>※ネガティブな効果に関する指標に関しては、環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要。</p>
69	102	別表	大分類1.「再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）の「ネガティブな効果の例」	<p>ネガティブな効果の例を事業ごとに記載しているが、例示を記載した事業にしか関連しないという誤解を生じさせないため、いずれの事業にも共通する例は事業を特定せずに例を示してはどうか。例えば、再生可能エネルギーに関する事業のネガティブな効果の例として、「建設機械の稼働や工事車両の走行による粉じん等や騒音、振動」や「工事中の騒音、振動」は、設備導入などが伴う他の事業にも当てはまると思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、全体に「工事に伴う騒音、振動など周辺への悪影響」を追加し、個別の再生可能エネルギー事業に関する当該記載を整理いたします。</p>

通し 番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
70	102	別表	大分類1.「再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）の「ネガティブな効果の例」	ネガティブな効果の例を追加で記載しており、より分かりやすくなって良い。一方で、どのようにネガティブなのか、例えば、「海域生態系の変化」であれば、どのような変化がネガティブなのか、また、「海生生物への影響」であれば、どのような影響がネガティブなのか、もう少し具体的に説明が加えられるとより良いのではないかと。	「海域生態系の変化」については、海域によって生態系の特性が異なること、洋上風力発電事業による影響に関する知見が少ないことから、具体例の記載はしていません。また、「海生生物への影響」についても、「工事の実施に伴う水中音による忌避」等が考えられますが、海域によって生態系の特性が異なること、洋上風力発電事業による影響に関する知見が少ないことから、具体例の記載はせず、現行のままとさせていただきます。 今後、環境影響評価等を通じて、事業の実施による海域生態系の変化を事業者が把握し、事業計画の検討を進めていくことが重要です。
71	102	別表	大分類1.「再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器含む。）」	原子力発電に関連した事業についてはタクソノミーにおいても議論されており、カナダでもグリーンプロジェクトとして評価されている起債案件があり、起債に十分値する。小分類1-7「再生可能エネルギーに関する事業」として、原子力発電に関連した発電について明記し、ネガティブな効果としては廃棄物処理などを明記すべきではないかと。	付属書1のグリーンプロジェクトの例示については、付属書1の前文中にあるとおり、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、国内の状況を踏まえグリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したものです。ご指摘の原子力発電の扱いについては、国内においてグリーンボンドとして発行された実績がなく、国際的にもまだ評価が固まっている状況にはないと認識しており、現行のままとさせていただきます。
72	102	別表	大分類2.「省エネルギーに関する事業」の「レポート等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例」の導入した省エネ設備	例示に「ヒートポンプ」を追加し、「高効率冷凍空調機器」を「高効率冷凍機器・ヒートポンプ機器」と記載してはどうか。 ヒートポンプはEUタクソノミーにおいてもグリーンな技術と位置付けられており、明確に記載することが適切であると考えられる。なお、現行記載のある「高効率冷凍空調機器」の中にヒートポンプが含まれているとしても、この表現の場合、空調機器（エアコン）のヒートポンプの印象となり、温水供給や加熱の用途が該当しないと受け取られる可能性がある。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 高効率冷凍冷蔵機器、ヒートポンプ機器
73	102	別表	大分類2.「省エネルギーに関する事業」	国内企業によるグリーンボンドの資金使途として起債実績があるため、小分類2-6として、「省エネルギーに関する事業」を追加して、5G等の携帯電話基地局に関連した投資に充当するプロジェクトを明記してはどうか。	ご指摘を踏まえ、2-5に下線部を追加いたします。 省エネルギーに資するICTソリューション（BEMS、HEMS、CEMS、ITS、サプライチェーンマネジメント等）の提供や省エネ性能の高い通信技術の導入に関する事業
74	102	別表	大分類2.「省エネルギーに関する事業」	国内企業によるグリーンボンドの資金使途として起債実績があるため、小分類2-7として、「省エネルギーに関する事業」を追加して、起債実績のあるデータセンター関連投資の資金使途を対象としたプ	ご指摘を踏まえ、1-5及び2-3を以下の下線部のとおり修正いたします。 1-5 事務所、工場、住宅、 <u>データセンター</u> 等で使用する電力の一部又は全てに再生可能エネルギーを使用すること

通し 番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
				ロジェクトを明記してはどうか。	2-3 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業
75	105	別表	大分類 8、「気候変動に対する適応に関する事業」の小分類 8-4「自然災害・沿岸域：物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災機能を強化する事業等」	気候変動の適応では、自然災害の発生を防ぐことは難しいため、災害は起きるとい前提のもと被害をいかに軽減させるかについてもその目的として明示すべきである。そのため、防災だけでなく「減災」についても記載してはどうか。	ご指摘を踏まえ以下の下線部分を追記いたします。 物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設、民間不動産における防災・ <u>減災</u> 機能を強化する事業等
76	106	別表	大分類 9、「サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業」の小分類 9-2「温室効果ガス削減に資する技術や製品の研究開発及び導入を行う事業」	例示に「電化」を追加し、「(関連項目に記載されている事業に関する技術や製品、電化、水素、アンモニア、・・・)」としてはどうか。電化は 2050 年カーボンニュートラルに整合する取り組みとしてエネルギー基本計画にも位置付けられており、例示として適切であると考えられる。	電化については、既存の項目（大分類 1、大分類 2、大分類 6 のいずれか）で読み込めるものと考えていること、また、本例示は網羅的に記載する性質のものではないことから、現行どおりとさせていただきます。
77	109-114	付属書 2	各例示(8カ所)の「前提条件」	SHK 制度との整合性などを考えると、CO2 排出係数は小売電気事業者の最新の排出係数を使うことが適切であると考えられるため、「電力の CO2 排出係数としては事業地の全電源平均 CO2 排出係数を使用。例えば事業地が〇〇電力管内の場合、排出係数 0.433t-CO2/MWh。(「電気事業者別排出係数-令和 2 年度実績-」(環境省 HP にて公開) ※算定に際しては最新の排出係数を用いることとする。)」との記載を以下の通り修正してはどうか。 「電力の CO2 排出係数は契約している小売電気事業者の最新の排出係数を使用。(「電気事業者別排出係数-令和 2 年度実績-」(環境省 HP にて公開)) ※本事例では CO2 排出係数を 0.433t-CO2/MWh と仮定している。」	ご指摘を踏まえ修正いたします。

通し 番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
78	110	付属書 2	6.「建築物において省エネルギー設備及びコジェネレーションシステムを導入する事業において、環境改善効果の指標を建築物全体のCO2排出量の削減量とする場合」	<p>タイトルの「及びコジェネレーションシステム」の記載を削除するとともに、「算定式」欄の二つ目の※を「※上記の計算式例は都市ガスを燃料とするコジェネの場合であるが、ヒートポンプを導入した場合も同様の計算式にて算定できる。なお、燃料の炭素排出係数については、再生可能エネルギー電気又はバイオガスから製造された水素を活用する場合はゼロとして良い。」と修正してはどうか。</p> <p>コジェネレーションシステムは省エネルギー設備に包含されること、P.102の別表と整合を図る観点から、タイトル部分において特出しして記載する必要はないと考えられる。また、建物の省エネルギーに関する施策には高効率ヒートポンプによる熱利用の電化等も含まれ、本項と同様の計算式にて算定できるため、ヒートポンプについても追記いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり下線部を修正いたします。</p> <p><導入後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内の一部の設備を省エネルギー機器に切替。 ・都市ガスボイラを撤去し、<u>電化が可能な場合はヒートポンプを導入、電化が困難な場合はコジェネ機器を導入。</u> <p><算定式></p> <p>※上記の計算例は都市ガスを燃料とするコジェネの場合であるが、ヒートポンプを導入した場合も同様の計算式にて算定できる。燃料の炭素排出係数について、再生可能エネルギー電気又はバイオガスから製造された水素を活用する場合はゼロとしても良い。</p> <p>※また、対象プロジェクトの実施と長期的な目標との達成との間に整合性を取る観点から、<u>バイオガスの導入等</u>によって、都市ガスの炭素排出係数を段階的にゼロに近づけていくことが望ましい。</p>
79	110	付属書 2	6.「建築物において省エネルギー設備及びコジェネレーションシステムを導入する事業において、環境改善効果の指標を建築物全体のCO2排出量の削減量とする場合」の「前提条件」	<p>前提条件において誤りがあるため修正が必要。</p> <p>以下に示す通り、投入エネルギー量よりも出力が大きくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<導入後>の運転実績には、「年間蒸気生産量：14,400GJ/年」「年間発電量：2,000MWh/年」とある。これにしたがって「都市ガスコジェネ」による出力を計算すると、21,600GJ/年となる。 <p>電力：2,000MWh/年 × 3.6GJ/MWh = 7,200GJ/年 熱（蒸気）：14,400GJ/年 合計：7,200GJ/年 + 14,400GJ/年 = 21,600GJ/年</p> <p>一方、投入エネルギーである「年間都市ガス使用量：200千Nm3/年」を一次エネルギー量に換算すると8,960GJ/年となる。</p> <p>200千Nm3/年 × 44.8GJ/千Nm3 = 8,960GJ/年</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p><導入前></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスボイラで蒸気を生産、電力は全量買電。 ・年間電力使用量 3,000MWh/年 ・年間都市ガス使用量 356千Nm3/年 <p><導入後></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物内の一部の設備を省エネルギー機器に切替。 ・都市ガスボイラを撤去し、電化が可能な場合はヒートポンプを導入。電化が困難な場合はコジェネ機器を導入。 ・省エネ設備の導入により年間電力使用量を10%削減 ・年間電力使用量 200MWh/年 ・年間都市ガス使用量 800千Nm3/年 ・年間蒸気生産量 14,400GJ/年 ・都市ガス単位発熱量 44.8GJ/千Nm3 ・都市ガス炭素排出係数 0.0136tC/GJ ・年間発電量 2,500MWh/年 <p>算定式</p> $(3,000\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 356\text{千Nm}_3 \times 44.8\text{GJ}/\text{千Nm}_3 \times 0.0136\text{tC}/\text{GJ} \times 44/12) - (200\text{MWh} \times 0.433\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 800\text{千Nm}_3 \times 44.8\text{GJ}/\text{千Nm}_3 \times 0.0136\text{tC}/\text{GJ} \times 44/12) = 220.5\text{t-CO}_2/\text{年}$

通し 番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
80	118	付属書 4	KPI の例	サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンのさらなる拡大に向けて、環境関連の項目に限らず、社会面の記載についても、内容を充実させることが望ましい。この点、120 頁以降の「モデルケース」についても、環境関連の SPTs のケースが多く、環境関連の SPTs の設定が必要不可欠のように誤解を与える可能性があることから、この点について説明を加えるなど、配慮して頂きたい。	<p>ご指摘を踏まえ以下のとおり修正いたします。 付属書 4 の前文</p> <p>以下は SPTs の達成状況を測定する KPI の設定について、一般的なカテゴリと各カテゴリにおける KPI の例を示している。これらはいくまで例示であり、本リストで挙げているものに限定されるものではない。また、KPI は資金調達者の事業の性質によって設定されるべきであり、環境に<u>関係する KPI に限られず、社会面等の観点から KPI を設定することも考えられる。</u></p> <p><サステナビリティ目標と SPTs との関係のモデルケース></p> <p>発行体や借り手におけるサステナビリティ目標とそれに関連した SPTs の設定について、<u>環境面の SPTs の例を中心にいくつかのモデルケースを示す。各ケースについて、重要課題、サステナビリティ目標と SPTs の関係性について参考となるものであるが、これに限定するものではなく、資金調達者と金融機関等のステークホルダーとの対話の中で個社ごとの目標・状況を踏まえて設定されるものである。また、SPTs は資金調達者の事業の性質によって設定されるべきであり、環境に<u>関係する SPTs に限られず、社会面等の観点から SPTs を設定することも考えられる。</u></u></p>
81	119	付属書 4	カテゴリ「グローバル ESG 評価」及び注釈 52	注釈 52 では「ESG 格付や認証等を使用する場合、格付全体を使うのか、格付の特定の E、S、G の部分を使うのか明確にする必要があるほか、他の KPI を伴わない場合、ESG 格付や認証等が資金調達者の ESG 課題を反映する最善の指標である理由を説明することが期待される。」とされているが、CDP スコアは業界を超えて、サステナビリティリンクローンの KPI (SPT) に広く利用されている。CDP スコアはその野心度合いや中立性、透明性、一貫性に優れており、当ガイドラインのモデルケースの紹介に CDP スコアを使ったサステナビリティリンクローンを入れることを提案する。 CDP スコアを KPI に活用したモデルケースの代表例： 海運会社 ABC は、中期経営計画の中で ESG と経営戦略の統合を掲げ、環境をグループ全体の重要課題の一つと位置付けた上で、パリ協定に即した 2050 年迄の環境目標 (CO2 削減目標) を設定して	<p>ご指摘の点に関して、ご指摘のものを含め、いわゆる ESG スコア等が KPI として活用されている事例は国内外で多くあるものと認識しております。一方で、LMA が公表している Guidance on Sustainability-Linked Loan Principles においては、「ESG 格付や認証等を使用する場合、他の KPI を伴わない場合、ESG 格付や認証等が資金調達者の ESG 課題を反映する最善の指標である理由を説明することが期待される。」との解説がなされているなど、他の KPI を伴わない場合などに一定の留意が必要であるとの指摘があるものとも認識しております。こうした状況を踏まえ、現行案のままとさせていただきます。</p>

通し 番号	頁	行	場所指定	御意見の概要	回答
				いる。ガバナンス、戦略、リスク・機会を含め、その進捗度合いを測る総合的な指標となる「CDP 気候変動スコア」を上位に維持することを KPI(SPT)として設定し、その達成状況に貸出条件を連動させる仕組みとするサステナビリティリンクローンを複数組成している。	
82	121	付属書 4	モデルケース 5	文中で「SBTi の 2°C 認証」との記載があるが、「SBTi の 1.5°C 認証」の方がより適切ではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたします。